

財団法人大原総合病院に対する買取決定について

2011年2月24日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年2月10日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

財団法人大原総合病院（以下「対象事業者」という。）

2. 買取りに係る債権の元本額等

- ・対象事業者の対象債権の元本総額 7, 254百万円（A）
- ・うち買取りに係る債権の元本額 3, 627百万円（B）
- ・うち対象事業者の事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額 3, 627百万円（A－B）

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣：意見なし

厚生労働大臣：異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額等

債権放棄総額 6, 000百万円

* 支援決定時点からの変更はありません。

5. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上